

冬の高齢者支援制度のご案内

町民の皆さんが冬でも安心して生活を送ることができるよう、町では次のような支援制度を行なっています。ぜひご利用ください。

- 高年齢者世帯等雪下ろし費支給
事業
自力で雪下ろしができない世帯に対して、雪下ろし費用を支給します。
条件
町民税非課税世帯で65歳以上の高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
給付
屋根の雪下ろし1回当たり1万5千円を上限として

年度3回以内
高年齢者世帯等雪はき支援事業
自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。
条件
町民税非課税世帯で65歳以上の高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
内容
住居の出入り口から生活動路に出るまでの人的除雪を行います。

【問い合わせ】
健康福祉課福祉係
86-0111

児童生徒就学援助制度のお知らせ

町では、小・中学校に通学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。
平成31年度分の申請について
対象
経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者
※審査の結果、適用にならない場合があります。
提出書類
申請書及び平成30年中の世帯の収入(各種手当

年金等を含む)がわかる書類の写し
提出期限
平成31年1月31日(木)期限厳守
提出先
現在通学している小・中学校(未就学児は入学予定の小学校)
※詳しくはお問い合わせください。
【問い合わせ】
各学校または教育委員会学校教育係
85-6144

確定申告に利用できる

「国民健康保険の医療費のお知らせ」について

白鷹町国民健康保険に加入されている方を対象に、医療費控除(確定申告)の手続きに利用できる「国民健康保険の医療費のお知らせ」を送付します。これを確定申告書に添付することで、「医療費の明細書」の記入を省略できるようになります。
記載内容
①医療を受けた方の氏名、医療機関の名称、受診年月
②1年間(平成29年11月〜平成30年10月)の医療費の総額
③平成30年中(平成30年1月〜10月)に医療機関の窓口等で支払った額
平成30年分の申告のときの医療費控除のもとになる金額です。

記載されている「支払った医療費の額」と実際に支払った額が異なる場合があります(例:高額療養費などの払い戻しを受けた場合・医療費助成等の後日受けた場合・医療機関への支払いが完了していない場合等)。この場合は、ご自身で額を訂正していただく必要があります。
別途、ハガキで通知している「医療費通知」は、確定申告に必要な要件を満たしていないため、医療費控除の手続きには利用できません。
発送時期
平成31年1月下旬
※世帯主宛に郵送します。

【問い合わせ】
町民課国保医療係
85-6130

お知らせが届いたら、確定申告まで大切に保管しましょう



平成31年度の放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集します

- 受付期間
平成31年1月9日(水)〜2月8日(金)
対象児童
小学1年生〜6年生で保護者等が就労などにより日中家庭にいない児童(平成31年度に入学する児童を含む)
利用料(おやつ代を含む)
1〜3年生:月額7,000円/4〜6年生:月額6,000円
※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。
※利用料の軽減制度があります(要保護・準要保護世帯及び兄弟で利用している世帯が対象)。
※申し込みや詳細は、各児童クラブに直接ご連絡ください。

Table with 5 columns: 施設名, 設置場所, 申込電話番号, 開所時間, 休所日. Rows include 蚕桑っ子クラブ, 鮎っ子クラブ, エンゼルイン しらたか, 東根児童クラブ ふれあいっ子.

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 86-0212

障がいを理由とする差別の解消に向けて

―障がいや障がい者についての理解を深め、「共にこのまちで輝く」―

山形県では、障がいのある人への差別をなくしていくことと、障がいのある人となない人とを区別せず互いに人格と個性を尊重し合いながら生きることが出来る社会を目指しています。

《障がいを理由とする差別の例》

- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。
スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。
この事例は、障がいのある人が障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。(ただし、ほかに方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。)
災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
このように、聴覚障がいのある人に声だけで

話す、また知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないこととなります。

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて行なってもらうことが合理的配慮であり、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となる場合があります。

※障がいなどについて正しい知識と理解を持ち、合理的理由のない差別の解消を図るため、山形県では「心のバリアフリー推進員養成研修会」を開催しています。詳しくは、下記担当へお問い合わせください。

【相談・問い合わせ】
健康福祉課福祉係 86-0111